

工事請負契約標準書式及び業務委託契約約款 改正のお知らせ

令和2年9月

令和2年10月1日から、契約約款が新しくなります。

1 改正の概要

(1) 改正建設業法の施行に伴う改正

○ 著しく短い工期の禁止及び適正な委託期間の設定について

改正建設業法において、著しく短い工期が禁止されたことを踏まえ、契約変更を行う場合においてもこの工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととしました。

○ 工事現場に設置する者及びその通知について

(建設工事請負契約標準書式(単年用・国債用・単債用)のみ)

改正建設業法において、監理技術者を補佐する者について規定されたため、従前、監理技術者について規定されている箇所に監理技術者補佐を追加しました。

2 適用年月日

令和2年10月1日以降に契約を締結するものから適用します。

3 その他

新しい契約約款と新旧対照表は、土木建築部技術管理課のホームページに掲載しています。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/index/20110321001.html>)